

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成24年8月6日(月)

担	厚生労働省 和歌山労働局労働基準部賃金室
当	労働基準部長 佐々木 英一 賃金室長 井上 剛宏 TEL 073-488-1152

平成24年度和歌山県最低賃金の改正を答申

—和歌山地方最低賃金審議会答申—

(5円引上げ 時間額690円に)

和歌山地方最低賃金審議会(会長 おかもとひろし 岡本 浩 弁護士)は、本年7月6日(金)に和歌山労働局長(かんだよしみ 神田義宝)から、和歌山県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「和歌山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、和歌山県最低賃金審議会専門部会を設置し、最低賃金法の趣旨、和歌山県下の経済・雇用状況、賃金実態調査結果、生活保護制度等の資料を基に慎重に審議を重ねた結果、本日、時間額を690円(5円の引上げ)に改正決定する旨の答申を行った。

今後、和歌山労働局は、この答申を受け、異議申出(申出期限:平成24年8月21日)の公示など諸手続を経て、和歌山県最低賃金を決定することとなる。

【参考:和歌山県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
最低賃金額	662円	673円	674円	684円	685円
対前年度引上げ率	1.53	1.66	0.15	1.48	0.15
対前年度引上げ額	10円	11円	1円	10円	1円

参考 2

和歌山県地域別最低賃金改正決定までの概要について

